持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の 一部を改正する法律の概要について

国保改革などを盛り込んだ、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民 健康保険法等の一部を改正する法律」が5月29日に公布された。

1 改正の目的

持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。

2 改正の概要

- (1) 国から国保への財政支援拡充による財政基盤の強化 平成 27 年度から、低所得者対策強化のため、保険料の軽減対象となる低 所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充する。(約1,700億円を計画)。 平成 30年度から、財政調整機能の強化や保険者努力支援制度のため、更に 国費を追加投入する。(約1,700億円を計画。計約3,400億円)
- (2) 都道府県が国保の財政運営を担う 平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となる。被保険者 証の名称は、都道府県名となる。
- (3) 被用者保険者が負担する後期高齢者医療制度への支援金に全面総報割 を段階的に導入(平成27年度に2分の1、平成28年度に3分の2、平成 29年度から全面総報酬割)
- (4) 被保険者の所得水準の高い国保組合への国庫補助の見直し
- (5) 入院時の食事代の段階的な引上げ(低所得者、難病・小児慢性特定疾病 患者の負担は引き上げない)
- (6) 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入
- (7) 医療費適正化計画の見直 し(都道府県が地域医療構想と整合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定)
- (8) 予防・健康づくりの促進(データヘルスの推進、予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブを平成30年度から開始)
- (9) 患者申出療養の創設

4 改正後の都道府県と区市町村の役割

都道府県が、区市町村とともに、国保の運営を担う。

(1) 都道府県の役割

国保の財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担う。

- ア 都道府県内の統一的な国保の運営方針の策定
- イ 区市町村ごとの国保事業費納付金の決定
- ウ 区市町村ごとの標準保険料率の算定・公表
- エ 保険給付に必要な費用を全額、区市町村に交付

(2) 区市町村の役割

地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う。

- ア 都道府県の示す標準保険料率を参考に保険料率を決定
- イ 都道府県に国保事業納付金を納付
- ウ 保険料の賦課・徴収
- エ 保険給付の決定・支払い
- オ 保健事業 (特定健康診査・特定保健指導等)

法の附則に、都道府県と区市町村の業務の役割分担について、再検討していく方針が盛り込まれている。